

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第25号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第29条第5項中「若しくは都市計画税又は」を「、都市計画税若しくは」に改め、「延滞金」の右に「又は国民健康保険の保険料（以下「国民健康保険料」という。）若しくは国民健康保険料に係る延滞金（以下「国民健康保険料等」という。）」を加える。

第30条第1項第2号中「国民健康保険の保険料（以下「国民健康保険料」という。）」を「国民健康保険料等」に改め、「「介護保険料」という。」の右に「若しくは介護保険料に係る延滞金」を、「「後期高齢者医療保険料」という。」の右に「若しくは後期高齢者医療保険料に係る延滞金」を加える。

第43条の2第1項第10号及び第5項第2号中「国民健康保険料」を「国民健康保険料等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

(会計室)